

## 石巻市復興公営住宅入居者募集 募集要項

## ■募集住戸■

住宅名	所在地 (構造)	間取り (面積)	募集 戸数	世帯人数	管理開始日
船越復興住宅 10号	雄勝町船越字天王山335番地24 (木造・平屋建・戸建)	2LDK (65.41㎡)	1戸	2人以上	平成29年4月20日

## ◆船越復興住宅は・・・

雄勝の船越地区で被災された方の防災集団移転先として整備した復興公営住宅です。

## ■対象者■

防災集団移転促進事業対象の方で、まだ住宅を再建されていない方  
(市外で被災された方は申込みできません。)

第1優先：雄勝地区（船越）で被災された方

第2優先：雄勝地区（船越以外）で被災された方

※半島沿岸部の防災集団移転団地に事前登録をされている方は申込みできません。

## ■受付期間■

平成29年8月17日（木）から8月31日（木）まで

[午前9時から午後5時まで]（土日を除く。)

※申込みがない場合は、平成29年9月4日（月）午前9時から随時募集（先着順）とします。

※午前9時の受付開始時点において、申込希望世帯数が募集戸数を超えた場合は、優先順位に基づき、仮当選者を決定します。なお、同一優先順位の方で募集戸数を超えた場合は、抽選により仮当選者を決定します。その際の抽選玉は各世帯1個となります。

## ■受付場所■

石巻市雄勝総合支所地域振興課

## ■必要書類■

①入居申込書（記名、押印が必要です。)

②り災証明書の写し（事前登録している方は不要です。)

③抽選にあたり優遇する事項を証明する書類（詳しくは、お問い合わせください。)

※郵送の場合、受付期間内必着とします。申込書の郵送を希望する方は、お早めにお取り寄せください。

## ■抽選会■

平成29年9月上旬から中旬に実施予定です。

※申込数が募集戸数を超えた場合は、優先順位に基づき、仮当選者を決定します。なお、同一優先順位の方で募集戸数を超えた場合は抽選により決定します。対象者には抽選の準備ができ次第、別途通知します。

※抽選は公開で行います。なお、出席の有無は抽選結果に関係ありません。

## ●お申し込み・お問い合わせ先●

〒986-1332 宮城県石巻市雄勝町小島字和田18番地13

石巻市雄勝総合支所地域振興課

代表 0225-57-2111

## ■資格審査■

仮当選受付後、必要書類を提出していただき入居資格審査を経て、正式な入居予定者となります。  
次に該当する方は、入居資格対象外となり入居できません。

- ①市町村民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納している方（納付誓約している方は入居できます。）
- ②過去に入居していた公営住宅において家賃等を滞納している方（納付誓約している方は入居できます。）
- ③過去5年以内に迷惑行為等で公営住宅を退去させられた方
- ④暴力団員
- ⑤被災した住居以外の住居や貸家を所有（共有名義含む。）している方、新たに建設・購入した方や被災した住居を補修し再建した方
- ⑥民間賃貸住宅等に入居し、住宅再建した方
- ⑦夫婦で別居等、家族を不自然に分割または合併している方

## ■入居予定時期■

平成29年9月～10月

※入居資格審査によっては、入居予定時期が変更となる場合があります。

## ■家賃■

- ①復興公営住宅の家賃は、公営住宅法に基づき、現行の市営住宅と同様となります。ただし、特に収入の低い世帯に対する家賃負担の軽減を図るため、建物の管理開始から10年間家賃を低減します。
- ②家族構成、所得の状況によっては、数年後近隣の民間家賃と同様の家賃設定となる場合があります。また政令月収313,000円を超える方は、一定期間後退去していただくことになります。
- ③復興公営住宅の敷金は、全額免除となります。
- ④家賃は、各世帯の収入状況等により毎年度見直しされます。

住宅名	平成29年度 収入分位別家賃（円）											
	I-1	I-2	I-3	I-4	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
	政令月収0円	～40,000円	～60,000円	～80,000円	～104,000円	～123,000円	～139,000円	～158,000円	～186,000円	～214,000円	～259,000円	259,001円～
船越	6,700	11,400	16,100	20,800	22,000	25,400	29,000	32,800	37,400	43,200	50,600	58,300

## ■その他（よくお読みください。）■

- ①同居できる方は、原則として親族（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）に限ります。
- ②ペットと一緒に入居できません。
- ③入居は、市が定める入居可能日から7日以内に行ってください。
- ④入居した日から7日以内に、入居届と住所異動後の住民票謄本（省略されていない全部事項記載）を宮城県住宅供給公社東部管理事務所へ提出していただきます。
- ⑤仮当選となられた方は、原則として辞退できません。
- ⑥復興公営住宅に入居することで「再建」となり、他の復興公営住宅に転居できません。  
また、防災集団移転及びがけ地近接等危険住宅移転の対象となりません。

## 位置図



## 船越復興住宅 10号

